

## 5月24日を期日として、大きく修正回答を求めた!!

### 第4回(続開・再開)中央港湾団交



中央港湾団交は、これまで第3回から第4回(続開)第4回(再開)と計3回の中央団交が開催された。第4回(再開)では文書をもって修正回答したが、いつまでに行うか実行するという踏み込んだ内容ではなかったため組合側は、4月21日のストを改めて通告した。通告後、業側は、休憩を求めた結果、大きく修正回答をするための時間を求めてきた。組合側は、業側の努力をくんでスト通告を解除した。そして、5月24日を期日としてその間、折衝を重ね解決していくこととした。(18時7分終了)

各単組の賃上げ・諸労働条件の交渉状況は、ゼロ回答あるいは低額回答で推移しているなか中央港湾団交は、3月11日の第3回団交でスト行動を通告し、第2次行動も示唆した。

4月2日の第4回団交では、冒頭に2つの課題への見解を示し、ストの回避を要請したことから、スト延期と行動の解除を通知した。第4回続開団交を4月18日と確認し、その間の2週間で、並行的な折衝の推進で課題の解決を図るとしていた。また、課題の前進と協議促進を図るべく、4月21日(日)24時間ストを通告していた。

②今回の春闘最大の関心事は賃上げ。港湾運送事業者の労務費の円滑な価格転嫁の実行について(「お願い」)を作成して日港協のホームページに掲載して賃上げ原資の確保を広く周知しているところである。とりわけ、六大港のみならず、地方港においてもこの文書を活用して前向きな回答が出来、地方港において、初任給をはじめとした賃上げ交渉が進むよう業側の皆さんにお願いしたところである。

業側は、これらの提案で2週間の猶予をもらい、その間に折衝を積み上げ具体的な課題の解決を図りたいので4月6日、7日のストライキを回避してほしいと

中央団交で業側は、次の回答を行った。

①制度賃金に関する中労委命令に対する行政訴訟の経緯を組合側に事前説明しなかったことにより、大きな誤解を生じた。本件の日港協の対応は、決して産別協議を否定したり形骸化することを意図していない。また、最低賃金をいたずらに低く抑えるためではない。回答に対して不満、最賃に對しての交渉ができないことは、交渉とは言えない。また、独禁法に抵触する恐れありとして中労委命令が出る間に最賃の賃上げがどれほど滞っているかを考えるべきだ。

組合側は、回答に対して、労使の信頼関係を得たのであれば、行政訴訟についてしっかりとした説明を組合にすべきだ。

独禁法に抵触する恐れありとして中労委命令が出る間に最賃の賃上げがどれほど滞っているかを考えるべきだ。

回答に対して不満、最賃に對しての交渉ができないことは、交渉とは言えない。また、独禁法に抵触する恐れありとして中労委命令が出る間に最賃の賃上げがどれほど滞っているかを考えるべきだ。

第4回中央団交 (4月2日)

中央団交で業側は、次の回答を行った。

①制度賃金に関する中労委命令に対する行政訴訟の経緯を組合側に事前説明しなかったことにより、大きな誤解を生じた。本件の日港協の対応は、決して産別協議を否定したり形骸化することを意図していない。また、最低賃金をいたずらに低く抑えるためではない。回答に対して不満、最賃に對しての交渉ができないことは、交渉とは言えない。また、独禁法に抵触する恐れありとして中労委命令が出る間に最賃の賃上げがどれほど滞っているかを考えるべきだ。



「24 港湾春闘勝利総決起集会」を3月27日(水)昼休み中の12時15分から12時50分に各地をリモートで結び開催した。

開会にあたり全国港湾真島委員長は「24春闘中央港湾団交は、3月25日、第3回団交を行ったが、回答保たない。労働組合は、弱みを見せたら終わる。平和裏に終結することを目指す。24春闘に対する強い決意を持っている」と述べた。

続いて全国港湾玉田書記長が今日までの取組経過を述べ「日港協は、社会的役割を放棄したと思わざるを得ない。回答は、耳を疑うような回答である。金沢港と七尾港を除外として、4月6日と7日のストを通告した。4月2日の第4回団交をみて新たな行動を考え

大幅賃上げ獲得に向け たたかろう決意を固めよう!!

3・27決起集会

全国港湾と港運同盟は、「24 港湾春闘勝利総決起集会」を3月27日(水)昼休み中の12時15分から12時50分に各地をリモートで結び開催した。

開会にあたり全国港湾真島委員長は「24春闘中央港湾団交は、3月25日、第3回団交を行ったが、回答保たない。労働組合は、弱みを見せたら終わる。平和裏に終結することを目指す。24春闘に対する強い決意を持っている」と述べた。

続いて全国港湾玉田書記長が今日までの取組経過を述べ「日港協は、社会的役割を放棄したと思わざるを得ない。回答は、耳を疑うような回答である。金沢港と七尾港を除外として、4月6日と7日のストを通告した。4月2日の第4回団交をみて新たな行動を考え

たが、再度の事務折衝を求めた。業側は、多岐にわたる修正回答を文書を配布して回答した。

組合側は回答に対して、一部前向きな回答が見られたものの、重要な部分において明確な期日や継続協議を行うなどの明確さを欠く内容だったため、一部の前進した内容を認めるが、妥結できる内容ではないとして4月21日の行動を改めて通告した。

また、業側が5月24日まで業界内部の合意形成が修正回答できないとして、出来ないうちに、次の行動に

### シャモ樽

育児や介護と仕事の両立を支援するために育児・介護休業法の法改正(案)が今通常国会で提出された。主な内容として、これまで3歳未満の子供を持つ親を対象にしていた、残業の免除や短時間勤務制度の利用を小学校入学前まで広げるとしている。

また、在宅勤務や始業時刻の変更、新たな休暇の付与など『柔軟な働き方』を選べるようにする新たな措置も小学校入学前とした。また、子供の看護休暇は『小学校3年修了前』に広げるとしている。この法改正は一歩前進として考えてもよいが、この内容ではまだ十分とは言えず、『小学校卒業』まで広げることが必要と強く望む。現実的に病気の子どもを一人で放って置くわけにはいかないし、親子で触れ合う時間を確保したと考えるのも当然だ。子供一人の場合、年間5日が上限の看護休暇は、インフルエンザに罹ればすぐに使い切ってしまう。岸田首相は『異次元の少子化対策』というのであれば、小規模な法改正ではなく、しっかりと財政措置も付けて抜本的な法改正に踏み込むべきである。そして、仕事と育児・介護の両立の最大の障壁である『長時間労働』の是正にも切り込まなければならぬ。国会で十分な審議の元、次の見直しに向けた道筋をしっかりと付けてほしい。